

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 151

2014. 7・8

主な内容

- ◆ 平成26年度 税制改正
- ◆ 租税教育イベント開催
第7回ぜいきんウォークラリーinよみうりランド

平成
26年度

税制改正

(1) 法人税

①所得・消費の拡大

拡充・
延長

所得拡大促進税制の拡充・延長

◆ 個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、所得拡大促進税制の拡充を行います。具体的には、次の見直しを行った上、その適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長します。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件（改正前：5%以上）について次のとおりとします。

①平成27年4月1日以前に開始する事業年度 2%以上

②平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度 3%以上

③平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度 5%以上

(2) 平均給与等支給額の要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を、継続雇用者に対する給与等※に見直した上で、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（改正前：以上であること）とします。

※ 適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいいます。

〔平成26年4月1日以後に終了する適用年度について適用します。なお、同日前に終了する事業年度（平成25年4月1日以後に開始し旧制度の適用なし、新制度の要件を満たす）分の税額控除相当額は、平成26年4月1日以後最初に終了する事業年度で上乗せ控除〕

参考 改正前の制度の概要

○ 基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除（法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）できます。

改正内容

平成25・26年度：2%以上

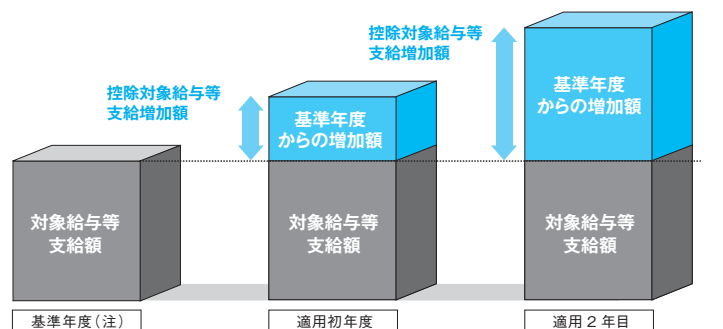
平成27年度：3%以上

平成28・29年度：5%以上

【要件】

- (1) 基準年度と比較して5%以上
給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度以上であること

控除対象給与等支給増加額の10%を税額控除



(注) 基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。

改正内容

継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

廃止

復興特別法人税の1年前倒し廃止

◆ 足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しして終了します。

※ これに伴い、復興特別所得税額を法人税の申告において法人税額から控除できることとします。

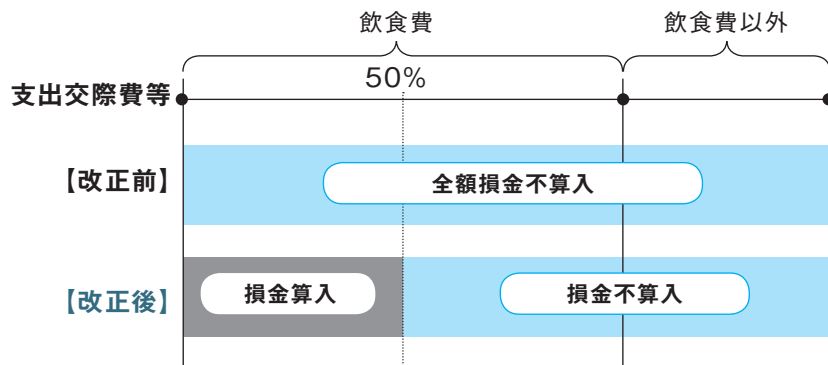
○ 法人税の納税義務者は、原則として平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準法人税額（所得税額控除等の適用前の法人税額）に対して10%の付加税（復興特別法人税）を納付する義務があります。

交際費課税の緩和・延長

- ◆ 交際費課税制度について、その適用期限を2年間延長するとともに、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費のうち飲食のための支出（社内接待費を除く。）の50%を損金算入可能とします。

※ 中小法人については、現行の定額控除（800万円）との選択制

〔平成26年4月1日以後に開始する適用年度について適用します。〕



②民間投資の活性化、産業の新陳代謝の促進

研究開発税制の拡充・延長

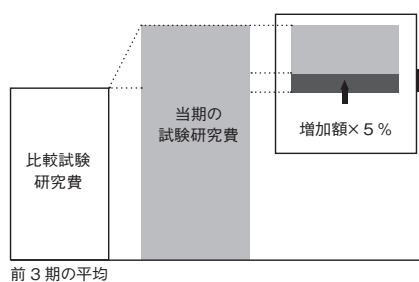
- ◆ 研究開発投資の拡大を一層加速させる観点から、上乘せ措置（増加型・高水準型）について適用期限を3年間延長するとともに、増加型の措置について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合を引き上げる仕組みに改組します。（税額控除割合 5%⇒5%～30%）

〔平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。〕

○ 研究開発税制の上乗せ措置（増加型・高水準型）（平成25年度末に期限切れ）

3年間延長

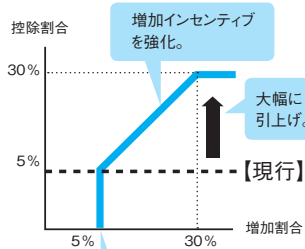
① 試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）



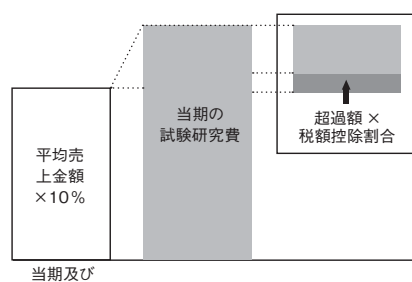
〔算式〕 試験研究費の増加額 × 5%

【改正内容】

増加割合に応じて控除割合が増加するような仕組みとする。



② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除（高水準型）



〔算式〕 (試験研究費 - 平均売上金額 × 10%) × 税額控除割合
※ 税額控除割合 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

（注）上記の研究開発税制の上乗せ措置（増加型・高水準型）については、総額型（試験研究費の総額の8～10%（中小企業者等は12%）の税額控除）の上限（当期の法人税額の30%）とは別枠（法人税額の10%）で適用できる。

生産性向上設備投資促進税制の創設

- ◆ 設備の更新等を促進し、生産性の向上を図るため、生産性の向上につながる設備投資を促進する税制措置を創設します。
- ◆ 具体的には、産業競争力強化法等の中で規定される以下の設備等の取得等をして事業供用した場合には、特別償却（即時償却）又は税額控除ができることとします。

先端設備

最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

投資計画上の投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上）であることの経済産業局の確認を受けたその投資計画に記載されているもの

産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までに取得等をした設備等について、以下の特別償却（即時償却）又は税額控除

設備等の種類	～28.3.31	～29.3.31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

※ 平成26年3月31日以前に終了する事業年度において取得等をした設備等については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができることとする。

拡充・延長

中小企業投資促進税制の拡充・延長

- ◆ 地域経済を支える中小企業の投資の活性化を図る観点から、現行制度の適用期限を3年間延長するとともに、特定機械装置等のうち、生産性の向上につながる設備等の取得又は製作をした場合には、即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下の法人は10%税額控除）ができる措置を追加します。
〔産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得又は製作をする設備等について適用します。〕

【特定機械装置等】

- ① 160万円以上の機械装置
- ② 120万円以上の一定の工具、器具備品
- ③ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5 t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

【改正内容】

左記①～③の特定機械装置等が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、以下の特別償却又は税額控除ができる。

資本金	現行	改正内容
3,000万円超 1億円以下	30%特別償却 （税額控除なし）	即時償却 又は7%税額控除
3,000万円以下	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

※ 平成26年3月31日以前に終了する事業年度において取得等をした設備投資については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は繰越税額控除ができる。

(2) 地方法人課税

新設

地方法人課税の偏在是正

- ◆ 地方団体の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げにあわせて地方法人税を創設し、その税込額を交付税原資化します。
- ◆ 暫定措置である地方法人特別税・譲与税の規模を縮小します。
〔平成26年10月1日以後に開始する事業年度について適用します。〕

1. 地方法人税の創設

- ・ 納税義務者：法人税を納める義務がある法人
- ・ 課税標準：基準法人税額（所得税額や外国税額等の控除前の法人税額）
- ・ 税率：4.4%
- ・ 申告納付先：国（税務署）
- ・ 税収の使途：地方交付税として地方団体へ配分

2. 地方法人特別税・譲与税の規模縮小

地方法人特別税から法人事業税へ3分の1相当を還元

夏休みは よみうりランドへ 行こうよ！ ぜいきんウォークラリーでプール付ワンデーパス 小学生500名をご招待 をゲットしよう！

第7回 「ぜいきんウォークラリー IN よみうりランド」 実施概要

日 時：平成26年 8 月 2 日（土） 8 時30分受付開始（雨天決行）

場 所：よみうりランド（東京都稲城市）

内 容：ぜいきん教室で税についての勉強をした後、「ぜいきんウォークラリー」スタート。



遊園地内にある 6 つのチェックポイントで出される税金に関する問題に答えてゴールした人にプール付ワンデーパス（遊園地の乗り物乗り放題＋プール入場）を進呈します。

【タイムスケジュール】

8:30 ～ 9:00 受付（遊園地入園口前にて）

9:00 ～ 入園開始（太陽の広場へ移動）

9:20 ～ 9:50 ぜいきん教室（太陽の広場にて）

10:00 ～ 「ぜいきんウォークラリー」スタート

→ ゴールした人からプール付ワンデーパスを受け取って解散

11:30 終了予定



主 催 公益社団法人 日野法人会 共 催 日野税務署

後 援 日野市租税教育推進協議会 / 多摩市・稲城市租税教育推進協議会

〈ご注意〉小学生のみでの参加はできません。必ず保護者の方同伴でお越しください。

※保護者の方は、特別料金で入園できます。

◎参加には事前登録が必要です。申し込みは法人会事務局まで。（締切7/22(火)まで）



小学生、保護者合わせて800名が参加した今年の風景

「インナーマッスルの強化」がブームに

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

体の奥にあって、 目に見えない赤い筋肉

中高年者の健康を保つ重要なカギとして、近ごろ「インナーマッスルの強化」というスローガンが飛び交っているのをご存じでしょうか。インナーは内側、マッスルは筋肉。つまり、体の奥深くに隠れている赤い筋肉の総称で、日本語で深層筋とも呼ばれます。股関節や肩関節、腰骨などの周囲に多くあります。その目に見えない筋肉を運動で鍛えよう、というわけです。

これに対し、表側の派手な白い筋肉が「アウターマッスル」。表層筋とも言います。胸部の大胸筋、肩の三角筋、太ももの大腿四頭筋などが代表で、ボディビルや腕立て伏せなどの筋肉トレーニングにより、よく“筋肉隆々”と誇示されます。

脇役とも言えるインナーマッスルの鍛錬が、再認識される形で脚光を浴びてきたのには、理由が2つあります。まず日本は超高齢化社会になって寝たきり老人が増え、対策が急務であること。そして働き盛りの世代にも、飽食と運動

不足による“メタボ人間”が続出し、健康管理が課題になったことです。

インナーマッスルのうち、中高年者にとって最も関わりの深いのが、腰の奥にある大腰筋です。これは上半身と下半身をつないでいる唯一の筋肉で、背骨や骨盤を支え、太ももの上げ下ろしをする主要な役割を担っています。歳を重ねてくると猫背や腰痛、骨盤のずれが生じたり、歩行が困難になったりしてきますが、いずれも大腰筋の衰えが主因と見られています。

さらに中年者の大きな悩みにウェストの上昇がありますが、たまに自己流の運動をしてもなかなか元には戻りません。メタボとは言葉を換えると内臓脂肪のことですから、インナーマッスルを強固にして、内臓にこびりついた脂肪を減らす息の長い基礎的な体力作りが勧められるようになったのです。

姿勢を正しく、ゆっくりと、 3日坊主にならない

では具体的にどのような運動が有効かと言うと、深部だけを強くするトレーニングはありません。運動には、筋肉や筋力のアップを主目的とする激しい無酸素運動と健康維持に重点を置く緩やかな有酸素運動に大別されますが、双方に垣根はなく、行き来をします。例えばフルマラソンにしても、3時間を切る記録を狙えば無酸素運動と言えますが、途中で何回も歩いたりしてタイムを度外視すれば有酸素運動に近くなります。



プロの選手たちにとっても、ハードな練習の合間にスローな運動を取り入れるトレーニング法があります。渡米した松坂大輔投手は太る体質のようですが、インナーの強化でスリムを心がけ、剛速球を維持していると伝わっています。フィギュアスケートの浅田真央選手は姿勢をより美しくするために打ち込んだそうですが、いずれも並々ならぬ努力がうかがい知れます。

年齢を重ねてくると激しい無酸素運動にはついていけず、無理のない有酸素運動に代わっていくのが世の習いです。年配者の運動の両横綱としてウォーキングと水泳が推奨されていますが、人前に出るのが苦手的人也多く、実行はイマイチの状態です。そこで今回はインナーマッスルをうたい文句に、高齢者には寝たきり防止、お腹の出てきた中年世代には脱メタボとして、運動の大切さが強調されていると受け取りましょう。

ただ、中高年者がインナーマッスルの働きを

より効果的にする運動には、3つの大原則があります。「背筋をきちんと伸ばす」「ゆっくりとしたリズムを保つ」「長く続ける」です。別の言葉にすると「だらしない格好はしない」「せっかちにならない」「3日坊主はダメ」ということでしょうか。

このうち“ユックリズム”を見事に備えたのが、太極拳とフラダンスだそうです。基本のウォーキングで自信がつけば、次なるステップとして挑戦はいかがでしょう。〈終わり〉

【筆者紹介】

大谷 克弥（おおたに・かつや）

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率UP!

法人会オリジナルキャラクター「けんた」

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

所得税の確定申告期間中は e-Taxが24時間利用※できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが行えます。

※メンテナンス時間を除きます。

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索

第4回通常総会を開催

5月29日(木)

桜美林大学
多摩アカデミーヒルズ



挨拶する大木会長

第4回通常総会が5月29日(木)桜美林大学多摩アカデミーヒルズにおいて開催されました。当日は、来賓として塚本日野税務署長、中村八王子都税事務所長、大坪日野市長、阿部多摩市長、高橋稲城市長をはじめ、関係官庁、諸団体より31名、正会員819社(うち委任状704社)が出席し本総会成立後、大木会長を議長に議案の審議に入りました。

提出された議案はいずれも全会一致で承認可決いたしました。

また、議事に先立ち、会員増強功労支部・功労者、3回以上研修事業に出席した会員(役員を除く)、昨年度の納税表彰の方々に対して、大木会長から感謝状と記念品が贈呈されました。



ご来賓の方々



総会会場

会員増強功労支部表彰

日野地区第6支部、日野地区第10支部、日野地区第13支部

功労者表彰

大木 八重子 殿(日野地区第6支部幹事)
石坂 弘吉 殿(日野地区第13支部長)
高橋 一生 殿(日野地区第9支部長)

疋田 久武 殿(日野地区第10支部長)
大谷 日出夫 殿(副会長・研修厚生委員長)
朝倉 泰成 殿(多摩地区第2支部長)

研修事業出席者表彰

国産機械(株)(日野地区第2支部)、(学)実践女子学園財務部(日野地区第2支部)、多摩電工メンテナンス(株)(日野地区第6支部)、濱坂電機(株)(日野地区第6支部)、(株)京王ビジネスサポート(多摩地区第1支部)、(株)サンリオエンターテイメント(多摩地区第5支部)、(株)多摩テレビ(多摩地区第5支部)、(有)イーエス(多摩地区第7支部)、(学)駒澤学園(稲城地区第3支部)、(有)ジョゴ(稲城地区第4支部)、(株)八洋八王子営業所(管外会員)

平成25年度納税表彰受彰者

旭日双光章	会 長	大 木	茂 殿
国税庁長官表彰	理 事	中 澤	洋 殿
東京国税局長表彰	副 会 長	滝 瀬	正 幸 殿
日野税務署長表彰	理 事	塚 田	道 子 殿
	前女性部会長	桂 田	良 子 殿
日野税務署長感謝状	理 事	揚 石	國 臣 殿
	理 事	原 田	實 殿
	前青年部会長	飯 島	康 裕 殿
東京都主税局長表彰	常 任 理 事	熊 澤	橋 一 郎 殿
東京都八王子都税事務所長感謝状	常 任 理 事	藤 田	卓 爾 殿



感謝状と記念品を贈呈

※総会議案書は本会のホームページ「情報公開」に掲載していますのでご覧ください。http://www.tohoren.or.jp/hino

支部報告会を兼ねた税務研修会

支部報告会を兼ねた税務研修会がそれぞれ開催されました。

支部報告会では、平成25年度の活動報告並びに、支部会計を報告、引き続き税務研修会では、日野税務署曾我審理担当上席を講師に招き、平成26年度税制改正の概要をテーマにやさしく解説いただきました。



5月13日 多摩地区第1支部～9支部合同



5月15日 稲城地区第4支部



5月19日 日野地区第3～5支部合同



5月22日 日野地区第7～8支部合同



5月27日 日野地区第1～2支部、第13支部～14支部合同

青年部会、女性部会で報告会

青年部会、女性部会では、部会報告会がそれぞれ開催され、平成25年度の活動報告並びに、部会会計が報告されました。

女性部会では、研修会を合わせて企画、(株)国土工営 営業推進室長斎藤紀明氏を講師に招き、やさしい相続税の話をテーマに相続対策、遺言等具体事例を基にやさしく解説いただきました。



5月16日 青年部会



5月8日 女性部会

ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。

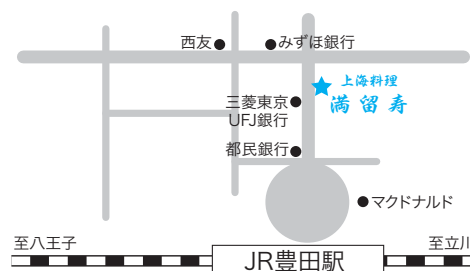
上海料理 満留寿

*ご宴会コース（お料理 8 品付き）
¥3,000・¥4,000・¥5,000 宴会場（個室）40名様まで
（別館の宴会場が 3 室あります）

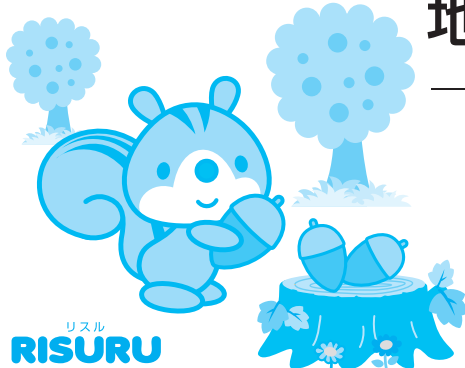
営業時間 ランチ AM 11:30～PM 2:00
ディナー PM 5:00～PM 9:30

定休日 毎週日曜日

豊田駅北口 日野市多摩平 2-3-3
TEL 042-581-2586
FAX 042-587-8739



〈日野地区 第 5 支部所属〉



リスル
RISURU

リスルはたましんのイメージキャラクターです
©2003,2014 SANRIO CO.,LTD. APPROVAL NO.G543080

ひかり輝く未来づくりを 地域とお客さまとともに。

—— わたしたちたましんは、多摩を活動地域とする地域金融機関として、
多摩の地域社会の未来のために、総合的・積極的にサポートしています。

多摩信用金庫 <http://www.tamashin.jp>

日野支店	TEL 042-581-7311	平山支店	TEL 042-593-1611
南平支店	TEL 042-593-2111	高幡不動支店	TEL 042-591-8911
豊田支店	TEL 042-586-6111	永山支店	TEL 042-356-2511
豊田北口支店	TEL 042-581-2123	多摩センター支店	TEL 042-389-1121
桜ヶ丘支店	TEL 042-374-2781		

株式会社 ヒラサワ



全国発送承ります

TEL 042-379-9351 FAX 042-379-9352

〒206-0812 東京都稲城市矢野口3750-105

営業時間 12:00～19:00 **定休日** 日曜日・祝日

〈稲城地区 第 1 支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

8月2日(土) 8:30	第7回せいぎんウォークラリーinよみうりランド	よみうりランド 太陽の広場
9月11日(木) 15:00	源泉部会テーマ別研修会(源泉基礎講座)	京王クラブ予定
10月6日(月)	会員交流チャリティーゴルフ大会	桜ヶ丘CC
9日(木) 13:30	源泉部会テーマ別研修会(源泉実務講座・社会・労働保険)	京王クラブ予定

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

東法連 特定退職金共済制度

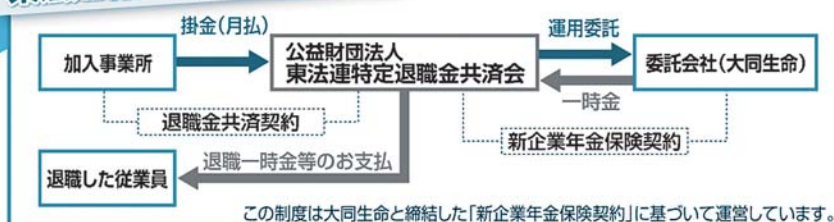
従業員のための退職金を計画的に準備できます。

優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

特退共済制度の⑤つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共済制度の仕組み



公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益 財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp

編／集／後／記

4月に17年振りに消費税が増税された。増税後の現状、4～6月は景気減速期とされながら、幅広い業種で賃上げが進み、目立った落込みは今のところ見られない。1989年に消費税が導入された際には、「寝た子を起す消費税」と、普段使われる頻度が少なかった1円単位のお釣りが増えた。硬貨で財布は膨らみ、小金持ちではあったが、充実感には程遠かった。他方、日銀の企業短期経済観測調査では、輸出関連企業や建設業などを中心に人手不足感が強まっており、雇用環境は好転していると見ている。しかし、中小零細企業においては、賃上げもままならず、雇用どころか人員削減にまで話しがおよぶ。更に、円安・原油の高騰など消費税と合わせて材料のコスト高も深刻である。また、この夏の猛暑・酷暑も心配され追い討ちをかけないことを願う。

広報委員 伊藤 光昌

表紙 紹介

中津川の溪流 新潟県中魚沼郡津南町

群馬県、長野県および新潟県を流れる信濃川水系の山岳地帯を流れる中津川。津南町見玉から長野県栄村切明までの全長26kmにおよぶ溪谷。兩岸には巨大な奇岩が立ち並び、雄大な溪谷美をつくり出しています。

(写真 広報委員 加藤 善巳)

“町名・地名 名所旧跡” 物語 113

ふれあい
ウオッチング

中央線多摩川鉄橋と 日野煉瓦

通勤電車や色鮮やかな特急列車、さらには長大な貨物列車が頻繁に行き交う中央線多摩川鉄橋。その上り線の橋脚や橋台は煉瓦でできています。この煉瓦は、中央線の前身である甲武鉄道の建設時に日野で生産されたもので、日野煉瓦と呼ばれています。

江戸時代の日野市域には、五街道の一つである甲州道中（甲州街道）が通り、日野駅の付近はその宿場として栄えていました。また、日野宿は多摩川の渡船場を経営しており、交通の要衝になっていました。

明治10年代を過ぎると各地で鉄道の建設が盛んになり、多摩地区でも甲武鉄道が新宿～八王子間の鉄道建設を進め、明治22年（1889）4月には新宿～立川間が開業しました。

このような動きに先だって、明治20年（1887）12月、日野宿では土淵英（支配人）、河野清助（会計主任）、高木吉造（工業監督員）が日野煉瓦工場を新設し、翌年1月に多摩地域で初の本格的な煉瓦工場が操業を始めました。甲武鉄道の当初の計画では日野に停車場がなかったため、当時の日野宿では有志による停車場設置運動が進められ、停車場用地の買収と鉄道への寄付が行われました。煉瓦工場の新設は、立川～八王子間の鉄道建設に必要な煉瓦を供給して、この運動を有利に進めることを目的にしたものと考えられています。

煉瓦工場は多摩川鉄橋に近い日野宿の東端（甲州街道の新奥多摩街道入口交差点近く）に設けられ、原料の粘土は工場近くのいぬま蘭沼という場所から採取しました。煉瓦の製法は、職人が木枠に粘土を入れて板で締め固めて作る「手抜成形」というもので、職人は日野の瓦職人が集められ、横浜から工場長が招かれました。生産された日野煉瓦は、目論見通り、その大半が多摩川や浅川の鉄橋をはじめとする甲武鉄道立川～八王子間の種々の鉄道建造物に使われ、その数は50万個にのぼるとも言われます。



▲日野駅近くの用水
多摩川鉄橋のほかにも、日野駅付近には日野煉瓦を用いた構造物が残っています。



▲中央線多摩川鉄橋
（大正時代「日野名勝絵葉書」より）



▲現在の多摩川鉄橋
橋脚のほとんどは補修されて白く塗られましたが、赤煉瓦の橋脚が一つだけ残されています。

日野煉瓦を用いた多摩川と浅川の鉄橋は明治22年7月に完成し、翌月甲武鉄道の立川～八王子間が開業しました。誘致活動が実って日野駅が開業したのは、それから半年後の翌年1月のことでした。そしてその年の8月、日野煉瓦工場は廃業しました。2年半という短い操業期間は、煉瓦工場設立の目的が鉄道建設にあったことを物語っています。

甲州道中の往来により栄えた日野宿にとって、甲武鉄道の開通は死活問題でした。往時の人々は、新しい時代から取り残されることがないように、明治政府が進める鉄道建設に町の活路を求め、日野煉瓦を製造し、駅を誘致しました。日野出身の土方歳三や井上源三郎が新選組隊士として新政府軍と戦い、日野宿の人々がそれを支援していた時代から、わずか20年後のことでした。

日野煉瓦を用いた鉄道建造物は、多摩川鉄橋など数か所に残るだけとなりました。しかしそれらは、120年以上の歳月を経て、今もなお中央線の運行を支えています。

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい 7・8月号

平成26年7月15日発行（通巻151号）

発行 公益社団法人 日野法人会

〒191-0031 東京都日野市高幡3-8 ☎ (042) 593-9900
URL: <http://www.tohoren.or.jp/hino>

発行人 会長 大木 茂 編集 広報委員会

印刷 システム印刷株式会社 日野市高幡1012-13



この印刷製品は、環境に配慮した
素材と工場で製造されています。



この印刷製品は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。